



財物損害賠償 1 事故につき 5 千万円（免責なし）

第 7 条 本保険の保険料は、道路 1 km 当たり 1 年間につき算出するものとする。ただし、「郷東公共施設団地内道路（高松市道部分）」及び「与島第二駐車場（駐車場部分）」については、面積 1 m<sup>2</sup> 当たり 1 年間につき算出するものとする。

2 前項によって道路の延長につき保険料を算出するときは、100 m 未満を四捨五入した結果算定される総延長に基づくものとする。

第 8 条 甲若しくは乙が算出した賠償額について、被害者が納得せず訴訟に持ち込まれた案件については、甲、乙双方で協議、検討のうえ応訴又は和解に努力する。

第 9 条 前条のほか、事故に関し争いがある場合の法律相談、及び事故に関して甲が直接被害者と交渉することが困難な場合などについて、乙が提携等する弁護士による対応を含む対応などにより、乙は迅速な解決を図るため、甲に協力をする。

2 前項は、道路管理瑕疵に当たらないと考えられる事故への適用を妨げない。

3 和解等に至るまでの弁護士費用等を含む費用は、保険の対象とする。

第 10 条 乙は、甲の保険金請求に関し、必要と認める関係書類の閲覧又は提出を甲に対して求めることができるものとし、甲は、これに協力するものとする。

第 11 条 当該保険金の支払いは、原則として、乙が甲に対して行うものとするが、甲の指示により、他の保険金受領権者に支払うことができるものとする。

第 12 条 本覚書は、令和 8 年 4 月 15 日から効力を生じ、有効期間は令和 9 年 4 月 15 日までとする。

第 13 条 本覚書の内容及び運用に疑義が生じ、又は本覚書に定めのない事態が生じた場合は、甲、乙双方が協議しこれを決定する。

上記のとおり覚書を取り交わした証として本書 2 通を作成し、各当事者記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 日

甲 高松市番町四丁目 1 番 10 号  
香 川 県  
香川県知事 池 田 豊 人

乙